

平成27年10月22日

第15回保険者による
健診・保健指導等に関する検討会

資料1

保険者へのインセンティブについて

保険者へのインセンティブについてのこれまでの指摘事項① (保険者による健診・保健指導等に関する検討会)

- 現行の後期高齢者支援金の加算・減算制度については、以下のような課題が指摘されてきた。
 - ① 一部の保険者にペナルティーを課す仕組みは納得が得られない。
 - ② 特定健診・保健指導の実施にあたっては、保険者の規模、地域・職域の別など、保険者ごとに状況が異なる中で、一律に実績を比較することは不適切。
 - ③ 特定健診・保健指導の実施率を指標とするならば、74歳以下の人に対する特定健診・保健指導が75歳以上の後期高齢者の医療費の適正化につながるというエビデンスを示す必要がある。
 - ④ 医療費の適正化に資する取組は、特定健診・保健指導の他にもあることから、特定健診・保健指導の実施率という単一の指標で保険者の取組を評価することは不適切。

保険者へのインセンティブについてのこれまでの指摘事項②

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）抄

個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与

個人、保険者に対する健康増進、予防へのインセンティブを高めるため、以下の保険制度上の対応など、所要の措置を来年度中に講ずることを目指す。

・保険者に対するインセンティブ

後期高齢者医療への支援金の加算・減算制度について、保険者の保健事業の取組に対するより一層の効果的なインセンティブとなるよう、関係者の意見や特定健診・保健指導の効果検証等を踏まえ具体策を検討する。

「日本再興戦略」改訂2015－未来への投資・生産性革命－（平成27年6月30日閣議決定）抄

個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与

・保険者に対するインセンティブ

後期高齢者支援金の加算・減算制度や、国民健康保険において新たに創設される「保険者努力支援制度」については、被保険者の健康の保持増進や医療費適正化等に向けた保険者の努力を促すよう、特定健診・特定保健指導の実施状況や後発医薬品の使用状況等を積極的に評価するメリハリの効いたスキームとすべく、検討を行う。また、協会けんぽ、後期高齢者医療制度についても、新たなインセンティブ制度の創設に向けた検討を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）抄

（インセンティブ改革）

このため、保険者については、国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで反映する。その取組状況を踏まえ、2018年度（平成30年度）までに保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立、国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映、後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化、医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方など、保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化について制度設計を行う。

保険者に対する予防・健康づくり等のインセンティブの見直しについて

○ これまでの検討会での指摘や日本再興戦略等を踏まえ、本年の医療保険制度改革関連法において、国保の保険者努力支援制度が創設されたこともあり、保険者種別それぞれの特성에応じた新たなインセンティブ制度に見直すこととした。

〈現行(～平成29年度)〉

保険者種別	健康保険組合 ・共済組合	協会けんぽ	国保(市町村)	国保組合	後期高齢者医療 広域連合
手法	後期高齢者支援金の加算・減算制度				なし
指標	特定健診・保健指導の実施率				

〈見直し後(平成30年度～)〉

保険者種別	健康保険組合 ・共済組合	協会けんぽ	国保(都道府県 ・市町村)	国保組合	後期高齢者医療 広域連合
手法	後期高齢者支援金の 加算・減算制度の見直し	各支部の取組等を 都道府県単位保険料 率に反映	保険者努力支援制度を 創設	各国保組合の取組等を 特別調整補助金に反映	各広域連合の取組等 を特別調整交付金に 反映
指標	保険者種別共通の項目を設定 (各項目の具体的な基準や、保険者種別の特性を踏まえて追加する項目は保険者種別毎に設定)				

○ なお、指標の設定に当たっては、以下の附帯決議に留意する必要がある。

◎持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院厚生労働委員会

一、国民健康保険について

5 保険者努力支援制度の実施に当たっては、保険者の努力が報われ、医療費適正化に向けた取組等が推進されるよう、綿密なデータ収集に基づく適正かつ客観的な指標の策定に取り組むこと。

後期高齢者支援金の加算・減算制度（健康保険組合・共済組合）

概要

- 75歳以上の高齢者の医療費の適正化に資する保険者は、全体の保険者の財政にも貢献していると考えられること等から、保険者の高齢者の医療費に対する適正化の努力を支援金に反映する仕組みとして、平成18年医療保険制度改革において設けられた。

(実施時期)平成30年度

参照条文

◎高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

第121条 第119条第1項の確定後期高齢者支援金の額は、前々年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に、確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2 前項の確定後期高齢者支援金調整率は、第18条第2項第2号及び第19条第2項第2号に掲げる事項についての達成状況、保険者に係る加入者の数等を勘案し、100の90から100分の100の範囲内で政令で定めるところにより算定する。

保険者努力支援制度（国保（都道府県・市町村））

概要

- 保険者努力支援制度を創設し、医療費適正化への取組や国保が抱える課題への対応等を通じて保険者機能の役割を発揮してもらう観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、保険者としての努力を行う自治体に対し支援金を交付することで、国保の財政基盤を強化する。
- 保険者努力支援制度に基づく支援金については、保険者の努力を判断する指標を踏まえて交付額を決定する。
- 指標や具体的な調整方法等については、今後、地方と協議の上決定する予定。

（規模） 700億円～800億円程度 （実施時期）平成30年度

※ ただし、制度の趣旨を現行補助制度（特別調整交付金）に前倒し、平成28年度から実施予定

参照条文

◎国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ※平成30年度4月施行（新設）

第72条 第3項 国は、第1項に定めるもののほか、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援するため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

都道府県単位保険料率（協会けんぽ）

概要

- 現在、協会けんぽでは、各支部の加入者の年齢構成や所得の調整を行った後の「医療の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定している。
(※各都道府県単位保険料率の乖離幅を調整する激変緩和措置が平成36年3月31日までの政令で定める日まで講じられている。)
- 一方、都道府県単位保険料率のうち、高齢者医療の負担に係る保険料率(特定保険料率)は各支部一律同率であることから、支部の取組状況等を判断する指標を踏まえ、都道府県単位保険料率を調整する。
- 協会けんぽにおいても、支部の取組状況等を都道府県単位保険料率の設定において考慮し、各支部に更なる保険者機能を発揮してもらうインセンティブを設ける。
- 指標や具体的な調整方法等については、協会けんぽ(運営委員会)において検討し、具体化する予定。
(実施時期)平成30年度から実施予定

参照条文

◎健康保険法(大正11年法律第70号)

第160条 協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、1000分の30から1000分の120までの範囲内において、支部被保険者(各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ。)を単位として協会が決定するものとする。

◎健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) ※下線部は平成27年国保法等一部改正後(平成28年4月施行)

附則第31条 平成20年10月改正健保法第160条第3項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第4条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る協会の各支部(健康保険法第160条第1項に規定する各支部をいう。)の取組の状況を勘案して平成36年3月31日までの間において政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

特別調整補助金（国保組合）

概要

- 医療費適正化努力を促すため、医療費適正化の取組を評価し、保険者としての努力を行う国保組合に対し特別調整補助金を交付する。
- 指標や具体的な調整方法等については、厚生労働省において検討し、国保組合等関係者と調整の上、具体化する予定。
- （規模） 検討中
（実施時期）検討中

特別調整交付金（後期高齢者医療広域連合）

概要

- 後期高齢者医療が現役世代の支援金等で賄われていることを踏まえ、後期高齢者医療の保険者たる役割を果たす後期高齢者医療広域連合の医療費適正化努力を促すため、医療費適正化の取組を評価し、保険者としての努力を行う広域連合に対し特別調整交付金を交付する。
- 指標や具体的な調整方法等については、厚生労働省において検討し、広域連合等関係者と調整の上、具体化する予定。
- （規模） 検討中
（実施時期） 平成28年度における特別調整交付金の交付ルールに反映予定